

令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務にかかるプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和7年度 ガイド養成・観光案内機能強化事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査員1名につき200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) ガイドコーディネーターの配置に関する企画 (40点)
- (2) ガイド人材の裾野の拡大に向けた取組に関する企画 (50点)
- (3) 宿泊施設や観光施設等のコンシェルジュ機能強化のための施策に関する企画 (50点)
- (4) 観光に関心がある生徒・学生を擁する学校(高校・専門学校・大学)を対象とした情報発信や伴走支援施策に関する企画 (20点)
- (5) 事業実施体制・スケジュール (20点)
- (6) 類似業務実績 (10点)
- (7) 経費見積書 (10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和7年4月中旬～下旬（予定）

場所：高知市内

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1者20分とします。プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分程度設けます。

イ 審査委員会への入室は1参加者あたり3名までとします。

ウ 順番は企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。

エ プレゼンテーションで使用できる資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて

審査を行います。

- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を選定します。なお、最低基準点は各審査員の平均点で120点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととします。（参加者が1事業者のみであっても、同様とします。）
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。